

【経過措置に関するQ & A】 (2016年6月15日現在)

2017年度・2018年度の産業カウンセラー試験（以下、試験）について、経過措置による受験を希望するには、2017年3月31日までに協会の指定する申請を行い、卒業後の受験資格判定で判定結果が「有」となることが必要です。

Q1：経過措置による受験を希望します。協会の指定する申請とは何ですか。

A1：以下の①～③を協会宛てにお送りください。

- ① 2017年度・2018年度産業カウンセラー試験 受験資格判定希望申請書
- ② 返信用封筒（82円切手貼付）
- ③ 申請手数料（1,080円）

2017年3月31日（金）消印分まで受け付けます。

この申請がない場合、2017年4月以降の受験資格判定は申請できません。

Q2：経過措置による受験を希望する場合、受験までの手続きはどのようになりますか。

A2：以下のようになります。

- ①協会の指定する申請（上記A1）
→②受験資格判定の申請（卒業後、受験する年度に申請）
→受験資格「有」となった場合 →③受験申込み（受験要領は各自で取寄せ）

Q3：2016年9月に卒業予定です。2017年度の受験を希望する場合、経過措置の対象となりますか。

A3：経過措置の対象となります。卒業年度に関係なく、経過措置による受験を希望する場合、申請が必要となります。

Q4：2017年9月に卒業予定です。2017年度の試験は受験可能ですか。

A4：1月下旬に実施している試験は、実施時期の見直しを予定しています。実施時期によっては2017年度の受験はできない可能性があります。

Q5：2018年9月卒業予定です。2018年度の試験は受験可能ですか。

A5：試験実施時期の見直しを予定しています。2018年9月卒業の方は、経過措置の対象とならない可能性があります。

Q6：2015年度の試験（2016年1月実施）を受験して一部合格（実技試験のみ合格または学科試験のみ合格）となりました。一部合格は翌年度と翌々年度の試験について免除となっていますが、受験資格の変更により、2017年度以降の試験は受験できないのでしょうか。

A6：2017年4月以降、「学士」受験資格は廃止となりますが、一部合格者はその有効期間に限り受験できます。したがって、2016年度と2017年度の試験が受験可能です。

Q7：2016年度の産業カウンセラー試験（2017年1月実施予定）を「学士」受験資格で受験し一部合格となった場合、2017年度以降の試験は受験できないのでしょうか。

A7：2016年度試験の一部合格者は、2017年度と2018年度の試験が受験可能です。

Q8：2016年に「学士」受験資格による受験を希望しています。受験資格判定で「有」となり、受験した結果が学科試験・実技試験とも不合格の場合、経過措置による受験を希望するには協会の指定する申請が必要ですか。

A8：必要です。試験結果到着後、2017年3月末までに申請して下さい。